

平成20年度

政策提言等に関する報告

平成21年3月11日

鹿児島県議会政策立案推進検討委員会

はじめに

当委員会は、地方分権が進展する中、県議会の政策立案機能等の充実・強化を図るため平成19年度から設置されており、平成20年度も新たな委員で政策提言案の検討等に取り組んだ。

平成20年5月9日に第1回委員会を開催して以後、全議員を対象として実施した政策提言等に関する意向調査結果を踏まえて検討項目を決定し、検討項目に関する現状、課題等の把握を行い、対応策や提言内容について、委員間で論議を重ねてきた。

その結果、「若者の自立支援」、「子育て支援」及び「暴力団追放に関する条例の制定」は提言とし、「福祉施設（整肢園）と特別支援教育」及び「維持・存続が危ぶまれる集落（いわゆる「限界集落」）対策」は報告とした。

本報告書は、平成20年度の当委員会の検討経過及び結果等について、取りまとめたものである。

鹿児島県議会政策立案推進検討委員会	委員長	吉野正二郎
	副委員長	二牟礼正博
	委員	長田康秀
	委員	中重真一
	委員	松元一広
	委員	松田浩孝
	委員	酒匂卓郎
	委員	まつざき真琴
	委員	桑鶴勉
	委員	大園清信
	委員	鶴田志郎
	委員	鶴園真佐彦
	委員	青木寛

目 次

1	委員会の活動経過	1
(1)	委員会の行う検討・調査事項	1
(2)	議員への意向調査の実施	1
(3)	検討項目の決定	1
(4)	委員会の開催状況	2
(5)	検討結果等	3
	ア 検討結果の概要	
	イ 検討項目ごとの概要	
2	提言	7
(1)	「若者の自立支援について」(政策提言)	7
	ア 提言項目	
	イ 提言全文	
(2)	「子育て支援について」(政策提言)	7
	ア 提言項目	
	イ 提言全文	
(3)	「暴力団追放に関する条例の制定について」(政策提言)	7
	ア 提言項目	
	イ 提言全文	
3	報告	8
(1)	「福祉施設(整肢園)と特別支援教育について」	8
(2)	「維持・存続が危ぶまれる集落(いわゆる「限界集落」) 対策について」	8

1 委員会の活動経過

(1) 委員会の行う検討・調査事項

- ア 議会が知事及び教育委員会等に対して行う政策提言案
- イ 議員による政策条例の対象とすべき事項

(2) 議員への意向調査の実施

平成20年5月、議員が認識している政策課題や県政への提言等を把握するため、全議員を対象にした政策提言及び政策条例に関する意向調査を実施したところ、県政全般にわたる37件の提案がなされた。

提案項目件数 37件（政策提言 26件 政策条例 11件）

(3) 検討項目の決定

意向調査の結果等も踏まえ、当委員会の検討項目を次のとおり決定した。

（平成20年6月）

- ① 青少年自立支援・子育て支援
- ② 限界集落対策等（限界集落対策，離島物価対策）
- ③ 福祉施設（整枝園）と特別支援教育
- ④ 議会基本条例・基本計画議決条例
- ⑤ 契約に関する基本条例

（平成21年1月）

- ⑥ 暴力団追放に関する条例

この項目は、「議会基本条例・基本計画議決条例」に代えて、早急に検討されるべきものとして追加された。

(4) 委員会の開催状況

平成20年5月9日に第1回委員会を開催して以後、平成20年度中に委員会を12回開催した。委員会の中では、検討項目ごとに担当委員が課題等の説明を行うほか、保健福祉部など県当局からの現状等の聴取も5回実施して、委員間で議論を行った。

なお、必要に応じて、関係の常任委員会委員長にもオブザーバーとして出席を求めた。

平成20年度政策立案推進検討委員会の開催等状況

月 日	会議名等	協議内容等
H20. 5. 9	第1回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・正副委員長の選出 ・政策提言及び政策条例の検討項目の選定について ・意向調査の実施について
	意向調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・全議員を対象とする意向調査
H20. 6. 5	第2回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・検討項目の選定について
H20. 6.12	第3回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・検討項目の決定について（5項目）
H20. 6.23	第4回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「福祉施設（整肢園）と特別支援教育」について （保健福祉部及び教育庁から現状等の聴取）
H20. 8. 4	第5回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「青少年自立支援」について （環境生活部、保健福祉部、商工労働部及び教育庁から現状等の聴取）
H20. 8.12	第6回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「子育て支援」について （総務部、保健福祉部及び商工労働部から現状等の聴取）
H20. 9.12	第7回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「若者の自立支援」及び「子育て支援」について
H20. 9.24	第8回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「若者の自立支援」及び「子育て支援」の政策提言(案)について
H20. 9.26	議長への提言	<ul style="list-style-type: none"> ・提言1「若者の自立支援について」 ・提言2「子育て支援について」

月 日	会議名等	協議内容等
H20.10. 8	議長から知事への提言（正副委員長同席）	・提言1「若者の自立支援について」 ・提言2「子育て支援について」
H21.12. 2	第9回委員会	・「限界集落対策」について （企画部から現状等の聴取）
H21. 1.21	第10回委員会	・検討項目の決定について（「暴力団追放に関する条例」） ・「暴力団追放に関する条例」について （警察本部から現状等の聴取）
H21. 2.20	第11回委員会	・「暴力団追放に関する条例」について ・議長への報告（案）について
H21. 3. 3	第12回委員会	・政策提言等に関する報告（案）について

（５）検討結果等

ア 検討結果の概要

各検討項目について検討した結果、「若者の自立支援」、「子育て支援」及び「暴力団追放に関する条例の制定」については提言とし、「福祉施設（整肢園）と特別支援教育」及び「維持・存続が危ぶまれる集落（いわゆる「限界集落」）対策」については報告とした。「離島物価対策」及び「契約に関する基本条例」は、時間の関係もあり未着手となった。

なお、「若者の自立支援」、「子育て支援」については平成20年10月に議会から知事に政策提言された。

イ 検討項目ごとの概要

1) 若者の自立支援について

近年、青少年の中でも、特に若者の社会的自立の遅れという問題が生じており、いわゆるニート、フリーター、ひきこもり、不登校（以下「ニート等」という。）に代表される現象が深刻な社会問題となっている。

このままでは、産業競争力の低下、社会保障制度の脆弱化など、わが国の将来に深刻な影響が生じることが懸念され、また若者自身が豊かな人生を送る機会をも失うことにもなることから、その自立の支援について早急かつ的確に取り組む必要がある。

本県の若者の自立支援においては、若者の実態把握が不十分であること、否定的なイメージに起因して社会参加が困難であること、推進体制が不十分であることなどの問題がある。

このようなことから、来年度予算への反映も考慮して、平成20年9月26日に、①ニート等の状態にある若者等の実態把握、②ニート等の状態にある若者の支援の啓発、③自立支援ネットワークの構築、及び④全庁的推進体制の構築を内容とする提言を議長に対して行った。

2) 子育て支援について

本県でも、少子化の流れは依然として続いている。

少子化の進行は、将来の経済成長を制約し、また、高齢化による現役世代の負担増大や地域社会の活力の低下を招くほか、子どもの健全な成長にも影響を与えることも懸念される。

少子化の要因としては、晩婚化・未婚化の進展、夫婦出生力の低下、子育てに対する経済的、心理的及び肉体的な負担感の増大、仕事と子育てを両立できる環境整備の遅れなどが指摘されており、県が平成16年に実施したアンケート調査結果では、少子化の原因として「子どもの生活費や教育費に費用がかかるから」、「働く女性が増え、家庭と仕事の両立が困難だから」などがあげられている。

このようなことから、来年度予算への反映も考慮して、平成20年9月26日に、①子育ての不安を取り除く、②経済的な負担を軽くする、③働きながら子育てできる環境をつくる、及び④国への要望を内容とする提言を議長に対して行った。

3) 暴力団追放に関する条例の制定について

暴力団の進出は、市民生活に大きな脅威を与える。鹿児島市西千石町に開設された暴力団事務所は、地域住民の熱意や関係機関の支援等により、平成20年12月に撤退したが、その間、暴力追放運動団体の会長が刺傷されるという事件も起こった。

このようなことから、県内への暴力団の進出を阻止し、暴力団排除に向けた環境整備等を推進するため、執行機関による暴力団追放に関する条例の制定を内容とする提言を議長に対し行うこととした。

ア) 検討されるべき内容

- 県及び県警察が、暴力団から県民や事業者を守るという強い意思の表明
- 不動産所有者等に対し、不動産売買、賃貸等の契約後に暴力団事務所等であったことが判明した場合、契約解除などができる条項を契約に入れるように求める内容の規定
- 県民、事業者等が暴力団を利用し、又は資金等を提供してはならない等の責務の規定
- 県及び県警察の暴力追放に対する責務と施策推進のための措置の規定

イ) 施行日

周知期間を見込んで、平成22年4月1日とすることが望ましい。

4) 福祉施設（整肢園）と特別支援教育について

肢体不自由児施設である整肢園のあり方については、県立福祉施設あり方検討委員会において検討が行われ、平成20年2月に「施設の廃止」が適当との最終提言がなされたが、整肢園は、隣接する桜丘養護学校と一体で運営されてきた施設であり、その廃止は、桜丘養護学校の今後にも重大な影響を与え、複数の部局に関係する問題である。

当委員会では、利用者や収支の状況等から廃止はやむを得ないとの意見や、整肢園が廃止された場合、医療が必要な障害児への対応が不十分になるとの意見、他県の施設を参考に運営上の工夫を行う必要があるとの意見、また、県内の特別支援学校について過密化の問題や高等特別支援学校の整備の必要性の問題など様々な課題が存在している中で整肢園が廃止された場合、整肢園の入所者を対象とする桜丘養護学校の土地・建物の有効利用の方針は早急に定める必

要があるとの意見など、多様な意見があり、政策提言としての意見の集約は困難と判断されたことから、報告とし、所管の常任委員会において更に審議することとした。

なお、当委員会では、平成20年6月末、執行部に対し、整肢園の今後のあり方について、次の事項に留意して検討を進めるよう要請を行った。

- ① 整肢園の今後のあり方については、医療機関としての機能を残すことができないかを含め、幅広く検討を行うこと。
- ② 整肢園を廃止する場合は、併せて廃止後の土地・建物について有効な利用方法を、関連の部局と密接に連携をとりながら検討を行うこと。
- ③ 整肢園の今後のあり方及び特別支援教育のあり方については、県議会においても慎重に審議する必要があることから、方向性が見えた段階で、時期を失することがないよう事前に報告されたい。

5) 維持・存続が危ぶまれる集落（いわゆる「限界集落」）対策について

近年、地形的・地理的条件等で厳しい状況にある地域では、人口減少や少子・高齢化の進展に伴い、その維持・存続が危ぶまれる集落（いわゆる「限界集落」）がみられ、生活扶助機能の低下、身近な生活交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加など安心・安全に関わる問題が深刻化している。

この問題は、政策課題としての喫緊性は高いが、集落の状態や将来像の見極めは容易でなく、各集落ごとに必要となる支援内容も異なるなど対策の難しさがある。また、課題が多岐にわたることから、分野を横断し戦略的に施策を構築する体制、集落再生の活動を地元市町村と県が連携して支援する体制など推進体制の構築が必要である。さらに、ナショナル・ミニマムを保障するための施策とともに、集落の維持・再生に向けた新たな制度の創設や新たな過疎対策法の制定など法制度の整備や財政措置も確保される必要がある。

維持・存続が危ぶまれる集落対策は、県政全般にわたる問題であり、今後、各常任委員会において共通の課題として議論を深めて対応策を検討していくことが望まれることから、今回は報告にとどめることとした。

2 提言

(1)「若者の自立支援について」(政策提言)

ア 提言項目

- 1) ニート等の状態にある若者等の実態把握
- 2) ニート等の状態にある若者の支援の啓発
- 3) 自立支援ネットワークの構築
- 4) 全庁的推進体制の構築

イ 提言全文

別紙1のとおり

※ 平成20年9月26日に議長へ報告。

(2)「子育て支援について」(政策提言)

ア 提言項目

- 1) 子育ての不安を取り除く
- 2) 経済的な負担を軽くする
- 3) 働きながら子育てできる環境をつくる
- 4) 国への要望

イ 提言全文

別紙2のとおり

※ 平成20年9月26日に議長へ報告。

(3)「暴力団追放に関する条例の制定について」(政策提言)

ア 提言項目

執行機関において、これまでの取組による経験と幅広い情報や専門的知識を活用し、暴力団追放に関する条例を制定すること

イ 提言全文

別紙3のとおり

3 報告

(1)「福祉施設（整肢園）と特別支援教育について」

- ・ 報告全文
別紙4のとおり

(2)「維持・存続が危ぶまれる集落（いわゆる「限界集落」）対策について」

- ・ 報告全文
別紙5のとおり

提 言

若者の自立支援について

I 現状と課題

1 現状

(1) 若者を取り巻く状況について

近年における少子高齢化，核家族化や技術革新の進展等は，若者を取り巻く環境を大きく変化させており，それに伴って若者の就労の不安定化，親への依存の長期化といった形で若者の社会的自立の遅れという問題が生じている。具体的には，いわゆるニート，フリーター，ひきこもり，不登校（以下「ニート等」という。）に代表される現象が深刻な社会問題となってきた。

(2) ニート等の現状について

ア ニート

ニートとは、「学校に通っておらず，働いてもおらず，職業訓練を行っていない者」のことを通称しており，平成17年版労働経済白書においては，若年無業者を，「年齢15～34歳の非労働力人口のうち，家事も通学もしていない者」と定義している^(注1)。

この定義に基づく集計によると，全国のニート数は，平成19年においては62万人であり，15～34歳の人口に占める割合は高まる傾向にある。

本県においては，独立行政法人労働政策研究・研修機構が平成17年6月に公表した平成14年の推計8,000人という数値があるが，それ以降の数値は出されていない。

(注1) 厚生労働省の「平成17年版 労働経済白書－労働経済の分析－」によると，ニート

(NEET)とは，イギリスのNot in Education, Employment or Trainingの頭文字で，

1999年にイギリスの内閣府が作成した調査報告書がその言葉の由来である。

○ 全国のニート数 (単位：万人)

年 別	15～34歳人口 (※)	ニート数	構成比 (%)
14	2,523	64	2.5
15	2,483	64	2.6
16	2,436	64	2.6
17	2,388	64	2.7
18	2,344	62	2.6
19	2,256	62	2.7

《資料出所》総務省統計局「労働力調査」

(※) 本欄の人口は、15～34歳の総人口から「通学中」及び「通学のかたわらに工作中」のものを除いたものである。

イ フリーター

フリーターとは、「年齢15～34歳，卒業者であって，女性にあっては未婚の者とし，さらに①現在就業している者については勤め先における呼称がアルバイト又はパートである雇用者，②現在無業の者については，家事も通学もしておらずアルバイト・パートの仕事を希望する者」として定義されている(注1)。

この定義に基づいた集計によると，全国のフリーター数は，平成19年においては181万人となっている。本県においては，独立行政法人労働政策研究・研修機構が平成17年6月に公表した平成14年の推計28,200人という数値があるが，それ以降の数値は出されていない。

○ 全国のフリーター数 (単位：万人)

年 別	15～34歳人口 (※)	フリーター数	構成比 (%)
14	2,523	208	8.2
15	2,483	217	8.7
16	2,436	214	8.9
17	2,388	201	8.4
18	2,344	187	8.0
19	2,256	181	8.0

《資料出所》総務省統計局「労働力調査」

(※) 本欄の人口は、15～34歳の総人口から「通学中」及び「通学のかたわらに仕事」のものを除いたものである。

(注1) フリーターの定義は、前述の「平成17年版 労働経済白書」によるものであり、その語源は、1980年代後半、アルバイト情報誌において造られた言葉であり、英語のfree、ドイツ語のArbeit、「～する人」の「-er」をつなげた和製英語である。

ウ ひきこもり

ひきこもりとは、「さまざまな要因によって社会的な参加の場がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期的にわたって失われている状態のこと」と定義されている(注1)。その原因の第一が精神障害と考えられないものを、一般的に「社会的ひきこもり」と呼ぶ場合がある。

ひきこもり状態の人々は全国で80万人とも100万人ともいわれているが、国においては、平成14～17年度に6県で行われた住民への面接調査(注2)をもとに、全国で全体の0.56%にあたる約26万世帯がひきこもり状態にある者を抱えていると推計している。これを単純に本県に当てはめると、約4千世帯と推計される。

また、全国引きこもりKHJ親の会の会員を対象に行われた「引きこもり」の実態調査(平成20年3月)(注3)によると、引きこもり本人の平均年齢は30.1歳、引きこもりの期間は平均8.9年といった実態が報告されている。これらの結果から、新たに引きこもりとなる若年層がいる一方で、長期間にわたり引きこもりから抜け出せない30代、40代の層が確実に増えている実態が浮き彫りになったとの報道もある。

(注1) 「10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドライン」(平成15年 厚生労働省)。この中で、ひきこもりは精神疾患等の生物学的な要因が強く関与している場合や、明確な疾患や障害の存在が考えられない場合もあるとされ、その実態は多様であることが指摘されている。また、挫折体験などが引き金となることがあり、誰にでも起きる可能性がある一方、その回復は個人の力では困難なときもある

とされている。

(注2) 厚生労働省事業で、平成14～17年度に地域疫学調査が行われ、「ひきこもり」の経験について6県の住民4,134人を対象とした面接調査等が実施された。

(注3) NPO法人全国引きこもりKHJ親の会の「引きこもりの実態に関する調査報告書」(平成20年3月)。平成14年から毎年実施。

エ 不登校

不登校とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。)」と定義されている(注1)。

年間30日以上欠席した長期欠席者のうち、この定義に基づき集計した全国の不登校の状況は、平成19年度(速報値)で小学校23,926人、中学校105,197人となっており、本県の状況は、小学校276人、中学校1,387人となっている(注2)。

また、高等学校の不登校調査(注3)によると、平成18年度の不登校生徒数は、全国では57,544人、本県では931人となっている。

(注1)(注3) 文部科学省「問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(注2) 文部科学省「学校基本調査」

○ 全国の不登校の現状

(単位：人)

年 別	小学校	中学校	高等学校
14	25,869	105,383	—
15	24,077	102,149	—
16	23,318	100,040	67,500
17	22,709	99,578	59,680
18	23,825	102,957	57,544
19	23,926	105,197	未発表

《資料出所》小・中学校は、文部科学省「学校基本調査」、平成19年度は速報値

高等学校は、文部科学省「問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」、平成16年度から調査開始

平成14年に全国の保健所と精神保健福祉センターに相談のあった事例を対象とした「社会的ひきこもり」に関する実態調査の報告^(注1)では、ひきこもりを呈する事例で情報が得られた3,293件のうち33.5%の相談者が小・中学校における不登校経験者であり、不登校とひきこもりの関連を今後検討していく必要が示された。なお、「平成5年度不登校生徒追跡調査報告書」^(注2)には、不登校経験者のうち、5年後に「就学就労していないもの」は23%であったという報告がある。

(注1) 平成14年に全国の保健所・精神保健福祉センターに相談のあった事例について調査を行った『「社会的ひきこもり」に関する相談・援助状況実態調査報告』(平成15年7月)

(注2) 文部科学省委託調査 現代教育研究会「不登校に関する実態調査」(平成13年8月)

(3) ニート等に係る対策の状況(国、本県の動き)

ア ニート、フリーターに係る対策

ニート、フリーター対策として、主に次のような取組がなされている。

・ ジョブカフェ

フリーターの存在等が社会問題となったことから、国は平成15年に若年者の職業的自立を促進することを目標とする「若者自立・挑戦プラン」を策定し、これに基づき、各都道府県が主体となって、地域において、若者に就職相談から職業訓練、研修、就職、職場定着まで1カ所でまとめて雇用関連サービスを提供する「若年者のためのワンストップサービスセンター(通称:ジョブカフェ)」が設置され、国は、地域の主体的な取組を支援している。

その後、新たにニートの存在も社会問題となり、若者の経済的自立と社会的自立の両方から包括的に支援していく必要が指摘されるようになったことから、平成18年に改訂された同プランに基づき、ニートの自立支援も行われている。

本県では、鹿児島市に「鹿児島県若者就職サポートセンター」を、鹿屋市に「鹿児島県若者就職サポートセンター鹿屋サテライ

ト」を設置している。(注1)

(注1) 管理運営は、財団法人鹿児島県雇用支援協会に委託されている。

鹿児島県若者就職サポートセンターにおける主な支援は、次のとおりである。

① フリーター支援

就職に関する各種情報の提供、企業説明会及び就職面接会、就職活動支援講座、
職業適性診断・指導、カウンセリング、職業相談・職業紹介

② ニート支援

ニート相談会、職業適性診断・指導、カウンセリング、各種支援セミナー、職業
相談・職業紹介

・ 若者自立塾

平成17年度から国が実施している若者自立塾創出推進事業で設置されている施設である。

働く自信を失った若者に対して自信と意欲を付与することにより就労等へと導くことを目的に、合宿形式による集団生活の中での生活訓練、労働体験等の場を提供している。

県内では1箇所設置されている。(注2)

(注2) 平成19年度末で全国30団体が「若者自立塾」として認定されており、県内ではN

PO法人かごしま青少年自立センターが指宿市に若者自立塾静活館を設置している。

・ 地域若者サポートステーション

平成18年度から国が実施している若者自立支援ネットワーク整備事業で設置されている施設である。

若者を社会的・職業的自立へ誘導することを目的に、各地域において、関係機関が若者自立支援のためのネットワークを構築し、個々の若者が、時々々の状態に最も適した支援を継続して受けることのできる仕組み作りを目指すものである。

カウンセラー等を配置して、①支援対象者の把握、②相談支援、③キャリア開発プログラムなどの事業を実施しており、直接の求人情報は提供しない。県内では2箇所設置されている。(注3)

(注3) 平成19年度末で全国に50カ所設置されており、本県においては、NPO法人かごしま青少年自立センターが指宿市に若者サポートステーションかごしま静活館、NPO法人奄美青少年支援センターゆずり葉の郷が奄美市に奄美若者サポートステーションを設置している。

イ ひきこもりに係る対策

国においては、精神保健福祉関係の施策として、精神保健福祉センター特定相談等事業、思春期精神保健対策研修会関連事業、研究事業等が実施されている。

本県においては、保健所における相談、訪問指導等の事業並びに精神保健福祉センターにおける相談支援やひきこもりの家族の会等の事業が実施されている。

本県の平成19年度における相談状況は、家族からのひきこもりに関する相談が、実件数で93ケース、延相談件数で209件あった。また、精神保健センターにおいて実施されたひきこもり家族の会は、月1回の年間12回開催され、参加者は15家族、延べ58人であった。

なお、厚生労働省は、ひきこもりの人たちの社会参加を支援するため、都道府県の相談窓口として、「ひきこもり地域支援センター」（仮称）を設置する方針を決め、平成21年度予算の概算要求がなされている。

ウ 不登校に係る対策

本県では、臨床心理士等の専門家を中学校・高等学校に配置し生徒や保護者等の相談を行う「スクールカウンセラー配置事業」、市町村に配置される社会福祉士等との連携による家庭環境等の改善のための実践研究を行う「スクールソーシャルワーカー実践研究事業」、不登校の改善を図る各適応指導教室の支援を行う「子どものサポート体制推進事業」、児童生徒や保護者等の相談に応じる24時間電話相談「かごしま教育ホットライン24」等の事業が実施されている。

また、実態として不登校等の児童生徒の中には、民間の施設であるフリースクールに通っている者もあり、本県では12施設が活動している。

(4) 他県における先進的な取組例

ア 埼玉県

- 1) 学識経験者からなるニート対策検討委員会の設置
 - ・ 国勢調査データ等の活用による若年無業者数の推移の試算
 - ・ ニートに関する実態調査（若年者就業意識実態調査）の実施
本人に対するインターネット調査，保護者等への調査など
- 2) 若者自立支援センターの設置（NPO法人に運営委託）
 - ・ キャリア相談，心の相談，コミュニケーション連続ワーク，
仕事場体験・見学，交流スペース企画等の若者向け事業の実施
 - ・ 相談，訪問サポート，セミナー等の保護者向け事業の実施

イ 三重県

- 1) 関係部局で構成する若年者自立支援推進本部の設置
 - ・ 若年者の自立に向けた包括的な取組の検討
- 2) 若者自立支援センターの開設
 - ・ 体制：行政職員3人のほか相談員，指導主事，保健師
 - ・ 事業：様々な課題への包括的支援，アドバイザー等の養成等
- 3) ニートサポート事業
 - ・ 若者就労支援研究会の開催
 - ・ アウトリーチ事業
支援プログラムマップ作成，ニート支援講演会，セミナー等の開催
 - ・ ニート就労体験事業
NPOや介護・農業の場における就労体験の実施

2 課題

(1) 若者の自立支援の必要性

ニート等の状態にある若者の増加は，労働力人口の減少，生活保護の増加等につながる問題であり，将来における産業競争力の低下，社会保障制度の脆弱化など，我が国の将来に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

また、若者自身の問題としても、本来、就職等により社会と積極的に関わりをもつことは、自己実現を図り、豊かな人生を送る手助けとなるものであるが、社会と距離をおくことはその機会を失うことになる。

これらのことから、ニート等の状態にある若者が、社会から排除されることなく社会に参加することができるよう、その自立支援に、早急かつ的確に取り組む必要がある。

(2) 本県の若者の自立支援における課題

ア 本県の若者の実態把握

本県におけるニート等の状態にある若者の実態については、不登校は実数が把握されているが、ニート及びフリーターについては平成14年度の推計値があるのみであり、ひきこもりについては調査結果がない状況である。また、ニート等の問題も含め、若者の意識や若者をとりまく環境において、どのような問題点があるかの把握が適切になされているとは言い難い状況にあることから、実施されている施策が実態に即応しているものか、どのような施策が効果的であるのか等の評価・検討を行うことが困難な状況にある。

イ ニート等の状態にある若者に対する否定的なイメージとそれに起因する社会参加の困難性の解消

ニート等の状態にある若者の中には、求職活動は行っていないものの仕事に就きたいという希望を持つ者も少なからずおり、適切な支援があれば就職等の社会参加が可能な場合もあるとされているが、一般において、怠けや努力不足等の誤解や偏見を持たれることも少なくない。このような誤解や偏見がある中で、求職活動を行っても、履歴書中に就学、就労等をしていない期間を示す「履歴の空白」があることが就職を困難にする状況があり、また仮に就職できたとしても、仕事を継続していくことが困難となる場合もある。また、社会だけでなく、本人やその家族においても誤解や偏見があると、適切な支援を受ける機会を逃してしまうおそれもある。

ウ 本県の推進体制上の課題

若者がニート等の状態になる原因については、若者のそれぞれの事情により多様であると言われているが、不登校経験者がひきこもりとなる例、あるいはフリーターが離職してニートになる例などもあり、それぞれの状態が関連している可能性がある。また、ニート等の状態そのものも、その若者それぞれに異なり、施策の隙間にあるため、適切な支援が受けられない可能性もある。このようなことから、ニート等の状態にある若者に係る対策は、それぞれが独立して実施されるのではなく、総合的に調整され、一元的になされることが望ましい。

国においては、平成18年度に政府の再チャレンジ推進会議が設置され、若者の自立支援（再チャレンジ支援）は重要政策課題であるとの認識の下で政府全体での取組がなされているが、本県においては、ニート、フリーターについては、若年者無業者対策として商工労働部、ひきこもりは精神保健の問題として保健福祉部、不登校については教育委員会、一般的な青少年問題については環境生活部が所管し、それぞれの目的において別個に施策が実施されているため、総合調整が十分でないことが懸念される。

また、ニート等の相談窓口がそれぞれ別個に存在するため、ニート等の状態について正しい知識を持っていない家族が相談を希望しても、適切な窓口において相談を受けられず、必ずしも個々のニーズに適切に対応しているとは言い難い状況にある。

さらに、自立支援の実施については、地域社会における取組が重要であることから、その担い手となるNPO等の民間団体による多様な取組も期待される。

(参考) 前述の全国引きこもりKHJ親の会の会員を対象とした調査結果によると、家族が望んでいる

支援として、「引きこもりを解決した事例や体験談の紹介、学習会・講座」、「心理専門家によるカウンセリング」、「仕事体験の場、資格講座といった就労支援」などが多いとされている。

また、県内にあるひきこもりの親の会との意見交換では、情報提供、ニーズに対応した相談体制、交流スペース・居場所の提供、理解ある雇用や訓練などを求める声がある。

Ⅱ 提 言

1 ニート等の状態にある若者等の実態把握

若者の自立支援策の効果的な実施が図られるためには、本県においてニート等の状態にある若者の状況、実態等の情報が的確に把握される必要がある。また、若者が望まずしてニート等の状態になるということがないように、広く本県の若者がおかれている状況についても的確に把握する必要があると考えられることから、これらの状況を把握するための実態調査を行うこと。

2 ニート等の状態にある若者の支援の啓発

ニート等の状態にある若者が、就職等により社会において自立するためには、社会、家族、そして本人がそれぞれの状態を正しく認識し、誤解や偏見がない中で支援を受ける必要があることから、シンポジウム、セミナーの開催、広報等を行うことにより意識啓発に努めること。

3 自立支援ネットワークの構築

ニート、フリーター、ひきこもり、不登校それぞれの施策が縦割りの対応とならないよう、支援機関相互の連携が図られた効果的・効率的なネットワークを構築するとともに、ニート、フリーター、ひきこもり、不登校のどの状態であっても情報提供、相談・カウンセリング等のほか、さらに必要に応じて他の支援機関を紹介してもらうといったことが可能な総合的な窓口を開設すること。

また、自立支援の実施においては、その担い手となるNPO等の民間団体の役割が重要であることから、これらの団体への支援・育成を行うこと。

4 全庁的推進体制の構築

自立支援ネットワークを統括、運営するとともに、現在、各部局で個別に実施されている自立支援策を総合調整しながら包括的かつ効果的に推進するための人的体制を整備し、全庁的推進体制を構築すること。

提 言

子育て支援について

I 現状と課題

1 現状

(1) 少子化の現状

平成19年人口動態統計によると、全国の出生数は、108万9,818人と前年の109万2,674人より2,856人減少した。本県においては、1万5,090人と前年の1万5,080人より10人増加し、平成18年、19年と微増に転じているが、昭和40年の2万9,243人と比べると約半数にすぎない。

また、合計特殊出生率をみると、全国の合計特殊出生率は昭和50年に2.00を下回ってから低下傾向が続いていたが、平成18年に1.32と6年ぶりに上昇し、引き続き平成19年も1.34と前年を上回った。全国平均より高い水準にある本県でも、1.54と前年の1.51を0.03ポイント上回る結果になっている。しかし、長期的に人口が安定的に維持されるために必要とされる数値は2.1前後とされていることから、我が国の急速な少子化の流れは依然として続いていると考えられる。

(2) 少子化の要因・背景

少子化の要因としては、結婚・出産に対する価値観の多様化等による晩婚化・未婚化の進展、夫婦出生力の低下、子育てに対する経済的、心理的及び肉体的な負担感や悩みの増大、女性の就業率が上昇する一方で仕事と子育てを両立できる環境整備の遅れ、経済的に不安定な若者の増加など、様々な要因が指摘されている。

県が平成16年に実施した「次世代育成支援に関するアンケート調査」によると、少子化の原因として、「子どもの生活費や教育費に費用がかかるから」、「働く女性が増え、家庭と仕事の両立が困難だから」、「結婚しない人が増えたから」などがあげられている。

(3) 少子化がもたらす影響

少子化の進行は、労働力人口の減少につながり、将来の経済成長を制約する恐れがある。また、高齢化による社会保障の分野における現役世代の負担増大や、地域社会における過疎化・高齢化の進行による地域社会の活力の低下を招くほか、子どもの社会性が育ちにくくなるなど子どもの健全な成長に影響を与えることが懸念されているところである。

(4) 国の少子化対策の動き

国における少子化対策の動きは、概ね以下のとおりである。

・ 平成6年 「エンゼルプラン」の策定

「1.57ショック」により少子化傾向が注目を集め、最初の少子化対策として策定。保育所の量的な拡大の取組など、保育サービス関係の充実を図ることとされた。

* 「1.57ショック」…平成2年に前年（平成元年）の合計特殊出生率が1.57となり、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった昭和41年の合計特殊出生率1.58を下回ったことが判明した際の衝撃を指す。

・ 平成11年 「新エンゼルプラン」の策定

「エンゼルプラン」を見直し、従前の保育サービス関係だけでなく、雇用、母子保健等の事業を加えた幅広い支援内容となった。

・ 平成14年 「少子化対策プラスワン」の策定

男性を含めた働き方の見直し、地域における子育て支援等、新たな視点を盛り込んだ。

・ 平成15年 「次世代育成支援対策推進法」の制定

地方公共団体や事業主が次世代育成支援のための行動計画を策定
・ 実施すること等を定めた。

・ 平成16年 「子ども・子育て応援プラン」の策定

「少子化社会対策大綱」に基づく具体的実施計画として、平成17年度から21年度までの5年間に講ずる施策と目標を示したも

の。若者の自立支援や仕事と家庭の両立支援等の施策が盛り込まれた。

- 平成18年 「新しい少子化対策」の策定
平成17年に初めて総人口が減少に転じるなどの予想以上の少子化の進行に対応するため、子育て支援策の強化などが内容として策定された。
- 平成19年 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び行動指針」と「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定
仕事と生活の両立支援策が整備される一方、職場において支援策が利用しにくい状況があるため、官民一体となってこれまでの働き方を抜本的に改革するため策定された。

(5) 本県の少子化対策の動き

本県の少子化対策は、概ね以下のとおりである。

- 平成9年 「鹿児島島のびのび子どもプラン」策定
国における「エンゼルプラン」の策定等の動きを受けて策定したもの。
- 平成17年 「かごしま子ども未来プラン」策定
少子化の流れが止まることなく進行し、これまでの対策に加え、もう一段の対策を進める必要があったことから策定したもの。
同プランは、基本理念、基本目標、施策の方向、基本施策を設定し、平成17年度から平成21年度までの5年間を前期計画期間として、現在、各種の施策が総合的に推進されている。
- 平成19年 新たな少子化対策の実施
出会いの環境づくりを推進する独身者対策としての「かごしま出会いサポート事業」や子育て支援の環境づくりや子育て家庭の負担軽減を図る結婚家庭対策としての「かごしま子育て支援パスポート事業」などが実施されている。

- ・ 平成20年 「かごしま子育て応援企業登録制度」の開始
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に係る施策として実施。一般事業主行動計画を策定し、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を登録する。登録企業は、登録マークを広告などに使用できるとともに、県ホームページ、県広報誌、ハローワークや若者就職サポートセンターにおける各就職窓口などで、登録企業の取組内容が紹介されることとなる。
- ・ 平成20年 「鹿児島県少子化対策推進本部」の設置
少子化対策に全庁的に取り組むために設置された。

以上のように、進行する少子化の流れを変えるため、国や本県においては、当初の単なる保育サービスの充実に止まらず、自立支援、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）など幅広い分野にわたって様々な施策が実施されてきたところである。しかし、地域の子どもの数の減少が目に見える形で続くなど、依然として少子化が進行しているところである。

2 課題

(1) 子育て支援の必要性

様々な取組がなされているにも拘わらず、少子化に歯止めがかからず、このままでは本県の持続可能性も脅かしかねない状況にあることから、これまでの取組に加え、更なる対策の推進が必要であり、国や地方自治体のみならず、企業、地域社会も含めて、効果的で実効性ある施策が望まれるところである。

少子化対策として、取り組むべき方向性について検討するため、県が実施した前述の「次世代育成支援に関するアンケート調査」をみると、県民が望んでいる少子化対策について、次のような傾向がうかがえる。

① 子育てにおける諸問題が少子化の原因として考える人が多い。

- * Q 子どもの数が減少してきている原因は何だと思えますか。(上位3位)
- A ・子どもの生活費や教育費に費用がかかるから 299人
・働く女性が増え、家庭と仕事の両立が困難だから 280人
・結婚しない人が増えたから 168人

② 子育てに不安を感じている者がほとんどである。

- * Q 子育てをする上で悩みや不安がありますか。
- A ・かなりある 88人
・すこしはある 183人
・特にない 43人

③ 心理面の悩みについては、子どもの成長に関する悩み、時間的なゆとりがもてないとの悩みが多い。

- * Q 子育ての心理面での悩みはどんなことですか。(上位5位)
- A ・子どものしつけや教育のしかたがよくわからない。 93人
・子どもとふれあう時間が少ない。 82人
・子育てに追われて自分の時間がもてない。 74人
・子どもの成績や勉強の指導が不安だ。 71人
・子どもの病気や心身の発育・発達の遅れが気になる。 67人

④ 環境面の悩みについて、教育費、出産育児に要する費用等の経済的な悩みや子育てと仕事との両立の難しさなどが目立つ。

* Q 子育ての環境面での悩みはどんなことですか。(上位5位)

A	・子どもの教育費や稽古事などにお金がかかる。	89人
	・環境面での悩みは特はない。	85人
	・社会環境や自然環境の悪化に不安がある。	72人
	・子育てと仕事や家事との両立がしにくい。	68人
	・子どもの出産や育児にお金がかかる。	57人

⑤ 県や市町村に対して期待することとしては、児童手当や医療費助成などの経済的支援、家庭と仕事を両立できる雇用環境の整備が上げられている。

* Q 子どもを健やかに生み育てるために県や市町村にどのようなことを期待しますか。(上位5位)

A	・育児休業などの家庭と仕事を両立できるような雇用環境の整備	256人
	・児童手当、医療費助成などの経済的支援	242人
	・保育サービスの充実	170人
	・小児医療の充実	115人
	・教育環境の整備	80人

以上の結果から判断すると、少子化対策として求められているのは、子育てにおける様々な問題の解決であり、その解決のためには、①子育ての不安を取り除く、②経済的な負担を軽くする、③働きながら子育てできる環境をつくる、という3つの視点に基づき取り組むことが考えられ、その視点の内容は次のようなものであるべきと考える。

① 子育ての不安を取り除く

核家族化や地域において家族間の交流が少なくなっている状況の中で、出産・子育てに関する不安の解消のための相談の場が減少していると考えられること、また、発達障害をはじめとする様々な障害に係る総合的な相談窓口がないことから、出産・育児における不安を解消するための仕組みが必要である。

* 本県の子育てに係る相談窓口

1 「子ども・家庭110番」(児童総合相談センター)

- ・ 児童を有する家庭等の悩み，問題等に対し，電話による相談に応じる。
- ・ 相談時間 平日 午前9時～午後5時

2 障害のある子どもに係る相談窓口

現在，総合的な相談窓口は設置されていない。

(1) 発達障害に係る相談窓口

発達障害者支援センター（児童総合相談センター内）

・ 相談方法

ア 電話相談 平日 午前9時～午後5時

イ 来所相談 予約制（電話での予約が必要）

ウ 巡回相談 計画に基づき，離島や遠隔地に職員が出向いて相談を受ける。

(2) 知的障害に係る相談窓口

児童総合相談センター・鹿児島知的障害者更生相談所，大島児童相談所・大島知的障害者更生相談所など

(3) その他の障害に係る相談窓口

児童総合相談センター，大隅児童相談所，大島児童相談所，保健所，整肢園（肢体不自由のみ）など

② 経済的な負担を軽くする

出産においては，直接，出産時に要する費用に加え，出産前の検査に要する費用が必要であり，また，子育てにおいては，医療費，保育に要する費用等が必要であるが，これらの経済的な負担について支援することが求められる。

* 本県における主な経済的な支援策

1 出産までの主な経済的な支援

(1) 妊婦健康診査の公費負担（市町村）

国から市町村に対し5回分の費用について交付税措置されており，県内の市町村では43市町村が5回，3市町が7回公費負担を行っている。

他県において，5回を超えて行う妊婦健康診査に対し公費負担への助成を行っている県があるが，本県では助成は行っていない。

(2) 離島地域出産支援事業（本県独自の事業）

常駐の産科医がない離島地域の妊婦が遠方の産科医療機関を利用せざるを得ない場合に，通院や現地滞在に要する費用の一部を助成する。（平成20年度新規事業）

(3) 出産育児一時金

医療保険制度により，1児ごとに35万円が支給される。

その他，市町村独自の取組として「出産祝い金」制度を持つ市町村（例：曾於市 第3子以降1人10万円の支給）がある。

2 出産後（子育て）に係る主な経済的な支援

(1) 乳幼児医療費助成事業（県，市町村）

医科診療6歳未満，歯科診療4歳未満の医療費について，保険診療に係る自己負担金が1人月額3,000円を超える部分を助成するもの（負担区分：県1/2 市町村1/2）。

市町村独自の取組として，県の制度に加えて独自の給付（助成対象年齢の拡大，自己負担額分の助成）を行っている場合がある。

また，都道府県によっても助成内容は異なっており，九州の他県では，助成対象年齢を医科診療，歯科診療ともに就学前としている例がある。

(2) 児童デイサービス利用者負担軽減事業（県，市町村）

保育所や幼稚園に在籍しながら，早期療育のために児童デイサービスを利用している利用者に対し，利用者負担額の一部を助成するもの（負担区分：県1/2 市町村1/2）。

給付額は，1日の利用者負担金のうち，300円を超える分を補助する。

平成19年度及び平成20年度に限定されて実施されている事業である。

その他，ひとり親家庭医療費助成事業，児童手当の支給などの経済的支援がある。

なお，保育料について，現在，県が行う保育料の減免制度はないが，知事のマニフェストにおいて第3子以降の保育料の減免制度の創設が掲げられている。

③ 働きながら子育てできる環境をつくる

長時間労働の問題等から，仕事と出産・子育てが二者択一となっている状況が生じ，このことが少子化を進行させている。女性が妊娠・出産を契機に退職しなければならない状況，男性が子育てに十分時間をかけられない状況を解消するためには，仕事のあり方が変わることにより，出産や子育てにおいて，仕事と出産・子育てを両立できる環境を確立することが必要である。

* 前述の「かごしま子育て応援企業登録制度」で登録されている企業は，平成20年9月1日現在で16社となっている。

* 本県の認可保育所，認可外保育施設，待機児童の状況

- ・ 認可保育所 451施設，定員30,543人（平成20年4月1日現在）
- ・ 認可外保育施設 238施設，利用人員5,112人（平成19年4月1日現在）
- ・ 待機児童数 268人（うち鹿児島市196人）（平成20年4月1日現在）

資料出所：認可保育所数等，待機児童数は厚生労働省「保育所の状況（平成20年4月1日）等について」から，認可外保育施設数等は，厚生労働省平成19年度「認可外保育施設の設置状況調査」から。

なお，認可外保育施設については，九州では，福岡，鹿児島を除く6県において，児童健康診断費等の助成などの支援策が講じられている。

* 家庭的保育事業、いわゆる「保育ママ」制度

待機児童の解消策の一つとして、保育所の技術的な助言を受けながら、保育士や看護師の資格を有する者の居宅において少人数の児童の保育を実施する家庭的保育事業、いわゆる「保育ママ」制度が東京都特別区などで実施されている（実施主体：市区町村）。制度を法的に位置づけることや資格要件を緩和する等を内容とする児童福祉法の改正案が第169回国会に提出されたが、審議未了のため廃案となった。

Ⅱ 提 言

少子化対策については、子育て支援を含め、国と地方自治体がそれぞれの役割を果たしつつ、緊密に連携をしながら推進していくことが重要であるが、まず、県において実現可能なものについて地域の状況に応じた施策を展開されるよう、次の1から3の項目について取り組まれるとともに、国に対してもその責務を果たすよう強く要請されたい。

1 子育ての不安を取り除く

(1) 子育てに関する相談窓口等の充実

現在、電話による相談を通じ、早期に適切な援助を行う窓口として「子ども・家庭110番」が設置されているが、必要なときに相談ができるよう、現在、午前9時から午後5時までとなっている相談時間を延長することや祝祭日も相談可能とする体制を検討し導入すること。相談方法についても、電話以外の方法、例えば、電子メール等による相談を可能とするなど、子育ての不安の解消のため利用しやすい方法を検討し導入すること。

また、県や市町村の子育てに関する各種の支援策や相談機関の連絡先など、子育てに必要なと考える情報を県のホームページ上で取得できるようにするなどの利用しやすい方法を検討し導入すること。

(2) 障害を持つ子どもへの対応

障害を持った子どもを支援する体制が不十分である場合、子どもを生き・育てることに躊躇することが考えられ、障害を持つ子どもへの対応の充実が望まれることから、発達障害をはじめとする様々な障害に対応し、早期の治療・療育につながる総合療育センターを県において整備するとともに、住民に最も身近な市町村の窓口においても専門的な知識をもった相談員により、安心して相談を受けることが可能となるよう、市町村に対し支援を行うこと。

また、障害を持った子どもを受け入れる保育所を増加させるなど、障害を持った子どもの保育環境の充実に向けた市町村の取組を強く促すこと。

2 経済的な負担を軽くする

(1) 乳幼児医療費助成事業の見直し

乳幼児の疾病の早期発見・早期治療を促進し、乳幼児の健康を守り、健全な発育を期するために行っている医療費の助成について、対象年齢が医科診療6歳未満、歯科診療4歳未満となっている県の助成を、九州における他県の状況に鑑み、歯科診療を医科診療と同等の6歳未満まで引き上げること。

(2) 児童デイサービス利用者負担軽減対策事業の継続

保育所や幼稚園に在籍しながら早期療育のために児童デイサービスを利用している利用者に対して利用者負担額の一部を助成する事業であり、障害者自立支援法の施行を受けて実施されているが、障害児を持つ子育て中の若い世帯の経済的・精神的な負担の軽減を図るために効果的な事業であると認められることから、当該事業を平成21年度以降も継続して実施すること。

(3) 第3子以降の保育料の減免制度の創設

知事のマニフェストにおいて、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるとして示された第3子以降の保育料の減免制度については、3人以上の子どもを生み育てようとする家庭の経済的負担を軽減し、子どもを多く生み育てようとするインセンティブを与える施策であることから、早急に実施すること。

3 働きながら子育てできる環境をつくる

(1) 子育て応援企業の支援策の充実・強化

平成20年度からスタートした「かごしま子育て応援企業登録制度」については、県内の民間企業における育児休業、勤務時間の短縮等の子育て支援の充実促進に効果をもたらすものと期待されるので、多くの企業が登録されるよう同制度を広く周知し、今後とも登録企業に子育て支援に積極的に取り組むインセンティブを与えるような優遇策を検討し、実施すること。

また、入札参加資格審査において一般事業主行動計画策定企業に対する加点評価を実施すること。

(2) 認可外保育施設への助成制度

認可保育所への入所を待つ待機児童が増加している現状において、認可外保育施設は一定の役割を果たしていると考えられる。また、九州内においてもほとんどの県が何らかの助成制度をもっていることから、一定の施設、安全基準等を満たす優良な認可外保育施設に対して、児童の健康診断費等の助成制度を検討し、実施すること。

4 国への要望

少子化は、我が国の将来に大きな影響をもたらす問題であり、特に子育て支援は、基本的に国の責任において行われるべき課題であることから、今後の少子化対策の更なる充実強化を図るため、次の事項について国に対し強く実現を求めること。

(1) 乳幼児医療費助成制度は、現在、地方公共団体により、助成対象、給付方法などにばらつきのある状況があるが、国民が等しく助成が受けられる制度の創設など、全国どこの地域に住んでいても必要な支援を受けることが可能な実効性のある子育て支援制度を創設すること。

また、保育所の待機児童を早急に解消させるための取組を更に充実させること。例えば、家庭的保育事業、いわゆる「保育ママ」制度の法的な位置づけを明確にし、市町村が導入しやすい制度として整備し、周知させること。

(2) (1)の制度が確実に実施されるよう必要な財源を確保すること。

例えば、妊婦健康診査について、国は14回の受診が望ましいとしている一方、市町村に対する交付税措置は5回分しかなく、14回全てについて市町村からの公費助成が可能となるよう、必要な財源を交付税措置すること。

提 言

暴力団追放に関する条例の制定について

1 背景と意義

暴力団は、企業活動を仮装しながら資金獲得活動を活発化させる一方、一般市民を巻き添えにした凶悪な事件を起こすなど、市民生活に大きな脅威を与えている。

鹿児島市西千石町に開設された暴力団事務所は、暴力団に屈しないという地域住民の熱意や、県警察、県暴力追放運動推進センター、県弁護士会等の連携による支援により、地域住民による暴力追放運動団体の発足から約1年3か月後の平成20年12月に撤退したが、その間、その団体の会長が刺傷されるという事件も起こり、住民の不安は一層つのった。

このようなことから、県内への暴力団の進出を阻止し、暴力団排除に向けた環境整備等を推進するため、執行機関において、これまでの取組による経験と幅広い情報や専門的知識を活用し、暴力団追放に関する条例を制定すべきである。

2 検討されるべき内容

- 県及び県警察が、暴力団から県民や事業者を守るという強い意思の表明
- 不動産所有者等に対し、不動産売買、賃貸等の契約後に暴力団事務所等であったことが判明した場合、契約解除などができる条項を契約に入れるように求める内容の規定
- 県民、事業者等が暴力団を利用し、又は資金等を提供してはならない等の責務の規定
- 県及び県警察の暴力追放に対する責務と施策推進のための措置の規定

【その他の検討課題】

実効性を担保するための、県民や事業者の安全確保の具体的施策、及び不動産所有者等が責務を履行しない場合の公表などの措置

3 施行日

周知期間を見込んで、平成22年4月1日とすることが望ましい。

4 他県の自治体における暴力団追放に関する条例

○ 福岡県

安全・安心まちづくり条例に「暴力団排除活動の推進」を規定（平成20年4月1日施行）

○ 福岡県直方市

暴力団等追放推進条例に「暴力団を根絶するための取組」「暴力団事務所等の進出を防止するための取組」を規定（平成20年7月1日施行）

○ 東京都豊島区

生活安全条例に「共同住宅等所有者等の責務」として、売買・賃貸契約に、居住等が判明した場合の「暴力団等解除条項」を含めるよう努めること等を規定（平成21年1月1日施行）

○ 福岡県久留米市

暴力追放推進基金条例を制定し、住民による暴力団事務所撤去訴訟を支援するための基金を設置（平成18年12月21日施行）

なお、佐賀県においては、「佐賀県暴力団事務所等の開設の防止に関する条例（案）」が平成21年第1回定例会に上程されている。

不動産所有者等の責務として不動産取引の契約内容に暴力団事務所等が開設されていることが判明したときは催告しないで契約解除や買戻しができる旨の定めを設けるよう努めること、不動産所有者等が責務を履行しない場合の公表などの措置等を規定している。（平成21年7月1日施行予定）

【参考】 現状と課題

1 現状

(1) 暴力団の検挙状況等

平成20年中の暴力団等の検挙状況は、傷害、窃盗や覚せい剤事案等で山口組関係者94人を含む県外暴力団等が127人、小桜一家関係者が43人、政治活動標榜ゴロが8人の合計178人が検挙されている。過去5年間の検挙状況をみると、160人から220人の間で推移している。

暴力団は、警察の取締強化を受け、その組織実態や活動実態を不透明化させ、建設業、不動産業、金融・証券市場等への進出を図るなどし、企業活動を仮装した一般社会での資金獲得活動を活発化させており、社会の経済情勢の変化に応じた多種多様な資金源活動を行っている。

県下の暴力団の勢力争いについては、小桜一家と山口組が対決姿勢を強めている。小桜一家に勢力拡大に向けた活発な動きが見られ、一方、山口組は全国各地に進出しており、県内においても山口組傘下の組織が新たな下部組織を結成し、暴力団事務所を開くことが予想されるなど、予断を許さない状況である。

(2) 鹿児島市西千石町における暴力団事務所の撤去に至る経過

平成18年12月、山口組系松同組事務所の組長が、競売に出されていた鹿児島市西千石町のビルを購入した。平成19年5月頃、ビルに鉄板等を張り巡らし要塞化がなされたことから、暴力団事務所ではないかと不安を抱いた地域住民が警察署に相談するなどして、同年9月に地域住民による暴力団追放のための「山下校区安心・安全まちづくり推進連絡協議会」（以下「推進連絡協議会」という。）が発足した。

同年10月に第1回決起集会が開かれたが、その10日後に推進連絡協議会の会長が自宅前で刺傷されるという事件が発生した。事件後、県警察では組織の総力を挙げて、24時間態勢で警戒を行うとともに、捜査を行った結果、3か月後の平成20年1月に実行犯を含む組長以下10名を傷害事件で逮捕した。その後も、地域住民による人格権に

基づく暴力団事務所使用禁止等請求や損害賠償請求等の民事訴訟が提訴され、これを県警察、県弁護士会、県暴力追放運動推進センター（以下「県暴追センター」という。）等によるプロジェクトチームが支援し、また、県警察による警戒態勢や県議会議員も参加した月1回の暴力団追放集会などの活動が行われた。その結果、推進連絡協議会発足から約1年3か月後の平成20年12月に、暴力団事務所のビルが売却され、事実上、暴力団事務所は撤去された。

（主な経過）

- 平19. 9. 7 地域住民による暴力団追放のための推進連絡協議会発足
- 平19.10. 9 推進連絡協議会が決起集会を開催
- 平19.10.19 推進連絡協議会会長の刺傷事件が発生
- 平20. 1.16 実行犯ら3名を逮捕
- 平20. 1.18 ,25 組長ら7名を逮捕
- 平20. 1.29 地域住民が鹿児島地裁に暴力団事務所使用差止めを求める仮処分を申請
- 平20. 3.10 鹿児島地裁、仮処分の申立てを認める決定
- 平20. 5. 9 地域住民が鹿児島地裁に人格権に基づく暴力団事務所使用禁止等請求や損害賠償請求等の民事訴訟を提訴
- 平20.10. 3 鹿児島地裁、組長に6年の実刑判決
- 平20.10.21 鹿児島地裁、組長にビルを暴力団事務所として使用すれば、住民側に1日100万円の支払を命ずる決定
- 平20.12.12 暴力団事務所を撤去（暴力団事務所ビルを市内不動産業者に売却）

（3）県警察や県、県暴追センター及び県議会の主な取組

ア 県警察

1) 暴力団事務所の主な撤去事例

- 平成13年に始良郡隼人町で住宅街の1軒家を賃借し事務所を構えていた山口組系1組織を、組長以下を賃貸借権詐欺で逮捕したこと等により撤去させた。
- 平成17年に薩摩川内市の山口組系事務所の管理者及び不動産会社に対し、契約解除交渉について指導等を行い、契約解除の上、暴力団事務所を撤去させた。

○ 平成18年に鹿児島市内の山口組系事務所がマンションの賃貸借権を不正に取得していた容疑により組長以下3名を逮捕し、契約解除の上、暴力団事務所を撤去させた。

2) 公営住宅等からの暴力団排除

県警察本部及び各警察署が、公営住宅及び特定公共賃貸住宅（以下「公営住宅等」という。）からの暴力団員排除協定を、県のほか37市町村と締結している。（平成20年12月末現在）

なお、平成20年には、この協定に基づく警察からの通報により県営住宅などから退去させた暴力団員排除事例が3件ある。

イ 県

1) 公共工事における暴力団の排除

平成20年3月に、暴力団排除条項が盛り込まれている「鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱」の一部が改正され、県が発注する建設工事等において、より広く暴力団の影響下にある企業が公共工事から排除され、また、公共工事参入企業に対し暴力団からの不当要求への強い取組が促された。

2) 県営住宅からの暴力団排除

平成20年3月に「鹿児島県営住宅条例」及び「鹿児島県特定公共賃貸住宅条例」の一部が改正され、入居者資格等、同居の承認、入居者の地位の承継などについて暴力団員の排除条項が追加された。

なお、同様の改正が県内の17市町村でもなされている。

（注）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）の一部改正について

平成20年5月に改正された暴力団対策法では、第32条に暴力排除活動の促進に関して「国及び地方公共団体の責務」が新設され、地方公共団体等は、暴力団等の進出を阻止するための必要な措置として、暴力団排除条例の制定、公営住宅条例への暴力団排除条項の盛り込み等暴力団排除に向けた環境整備等を推進していくこととなった。

* 第32条 国及び地方公共団体は、事業者、国民又はこれらの者が組織する民間の団体（次項において「事業者等」という。）が自発的に行う暴力排除活動（暴力団員

による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。同項において同じ。）の促進を図るため、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、事業者等が安心して暴力排除活動の実施に取り組むことができるよう、その安全の確保に配慮しなければならない。

平成20年5月のその他の主な改正には、暴力団の代表者等の損害賠償責任の拡大強化、損害賠償請求等の妨害行為の規制、行政対象暴力の規制、対立抗争等に係る暴力行為の賞揚等の規制がある。

ウ 県暴追センター

「暴力団のいない明るく住み良い鹿児島県」という県民の願いを実現するために、平成4年3月に「財団法人鹿児島県暴力追放県民会議」が設立され、平成20年4月から「財団法人鹿児島県暴力追放運動推進センター」と名称変更して、主に次の事業が行われている。

- 1) 暴力団追放に関する知識の普及及び暴排思想の高揚を図るための広報（暴力団追放県民大会開催、機関誌等発行、暴排活動広報等）
- 2) 暴力相談委員による暴力団等の絡む困りごと相談の実施
- 3) 地域・職域等における暴力団排除活動に対する支援（活動経費の支援や資器材の貸出） など

エ 県議会

本県議会では、平成19年10月の推進連絡協議会会長の刺傷事件などを受け、平成19年12月に総務警察委員会が現地で行政視察を実施する中で意見交換を行って地元住民の声を聞き、平成19年第4回県議会定例会において、こうした事件が再び繰り返されることのないよう、暴力団等の追放と暴力団等による暴力の根絶を目指すことを決意して、「暴力団等による暴力の根絶に関する決議」を行った。（平成19年12月20日）

さらに、平成20年第4回県議会定例会において、「暴力団の根絶を図るためには、住民による暴力団追放運動を強化することはもち

ろんであるが、一定条件のもとで、暴力団組織の解散の命令又は暴力団事務所の退去を求めることができる法律が必要である」ことから、国において暴力団根絶のために有効な立法措置を講じられるよう強く要望する「暴力団根絶のための立法化を求める意見書」を議決し、国会及び政府へ提出した。（平成20年12月18日）

（注） 推進連絡協議会会長の刺傷事件以後の主な取組

- ・ 総務警察委員会の行政視察において、当該暴力団事務所の現場視察や推進連絡協議会の会長等との意見交換会を実施（平成19年12月14日）
- ・ 「暴力団等による暴力の根絶に関する決議」の議決（平成19年12月20日）
- ・ 推進連絡協議会が主催する集会活動に、総務警察委員長をはじめ県議会議員が参加（平成20年2月16日等）
- ・ 推進連絡協議会会長から県議会議長に対して財政的支援など活動継続に向けての協力依頼（平成20年3月12日）
- ・ 「暴力団根絶のための立法化を求める意見書」の提出（平成20年12月18日）

（4）他県の自治体における取組例（暴力団追放に関する条例の制定）

ア 福岡県

安全・安心まちづくり条例に「暴力団排除活動の推進」を規定（平成20年4月1日施行）

- * 第11条 県は、安全・安心まちづくりを推進するため、暴力団の構成員による不当な行為の防止を目的とする団体と連携し、県民等が暴力団排除の意識を持ち、暴力団排除活動を行うことができるよう、必要な施策その他の暴力団の排除に関する施策を推進するものとする。

イ 福岡県直方市

暴力団等追放推進条例に「暴力団を根絶するための取組」「暴力団事務所等の進出を防止するための取組」を規定（平成20年7月1日施行）

- * 第6条 市民は、自己若しくは他人に違法若しくは不当な利益を図る目的又は他人に違法若しくは不当な損害を加えるなどの目的をもって、暴力団等及び暴力団員等を利用してはならない。

2 市民は、暴力団等及び暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与しては

ならない。

第7条 市民は、暴力団事務所等に使われることを知りながら、暴力団等及び暴力団員等に対し、土地及び建物の売買、賃貸等を行ってはならない。

ウ 東京都豊島区

生活安全条例に「共同住宅等所有者等の責務」として、売買・賃貸契約に、居住等が判明した場合の「暴力団等解除条項」を含めるよう努めること等を規定（平成21年1月1日施行）

- * 第7条 共同住宅等所有者等は、区内に所在する共同住宅等の売払い、貸付け等を行うに当たっては、暴力団等に居住又は使用させないよう努めるものとする。
- 2 共同住宅等所有者等は、区内に所在する共同住宅等の売払い、貸付け等を行うに当たっては、次に掲げる内容を含めた契約を締結するよう努めるものとする。
 - (1) 契約締結後に、当該共同住宅等に暴力団等が居住することが判明したときは、催告を要せずに当該契約を解除することができること。

エ 福岡県久留米市

暴力追放推進基金条例を制定し、住民による暴力団事務所撤去訴訟を支援するための基金を設置（平成18年12月21日施行）

- * 第1条 市民の暴力追放運動の推進に資するため、久留米市暴力追放推進基金を設置する。

なお、佐賀県においては、「佐賀県暴力団事務所等の開設の防止に関する条例（案）」が平成21年第1回定例会に上程されている。

不動産所有者等の責務として不動産取引の契約内容に暴力団事務所等が開設されていることが判明したときは催告しないで契約解除・買戻しができる旨の定めを設けるよう努めること、不動産所有者等が責務を履行しない場合の公表などの措置等を規定している。（平成21年7月1日施行予定）

（注）不動産所有者等とは、「県内において、不動産を所有し、管理し、若しくは占有するもの又は不動産の売買、交換若しくは賃貸の代理若しくは媒介を行うもの」をいう。

- * 第4条 不動産所有者等は、不動産の取引を行う場合は、暴力団事務所等の開設の防止に努めるものとする。
- 2 不動産所有者等は、不動産の取引に係る契約の内容として、当該不動産に暴力団事務

所等が開設されていることが判明したときは、催告をしないで当該契約を解除し、又は当該不動産の買い戻しをすることができる旨の定めを設けるよう努めるものとする。

3 前項に規定する契約により取引を行った不動産の所有者は、当該不動産に暴力団事務所等が開設されていることが判明したときは、当該契約を解除し、又は当該不動産の買い戻しをするよう努めるものとする。

第6条 県は、不動産所有者等が第4条の規定を遵守していないため、暴力団事務所等の開設の防止に支障が生じていると認めるときは、当該不動産所有者等に対し、規則で定めるところにより、必要な措置をとるよう勧告することができる。

2 県は、前項の規定による勧告を受けたものが、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、期間を定め、県が行う契約から排除するものとする。

3 県は、第1項の規定による勧告を受けたものが、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 暴力団の排除のために取り組むべき課題

(1) 暴力団事務所の開設防止や使用の禁止

暴力団事務所が開設されると、地域住民は抗争に巻き添えになる可能性など生命、身体に危害が及ぶ危険の中で生活することを余儀なくされる。住民運動や住民による暴力団事務所使用差止め訴訟を行うなど暴力団事務所の撤去に取り組んだとしても、身の危険はもちろんのこと、多くの時間と労力を要することになる。また、仮に、排除できたとしても、新たに暴力団事務所が移転確保された場合、再び暴力団追放運動が必要となる。このような状況を阻止するための有効な手段として、条例により暴力団事務所の開設や使用を規制することが考えられる。

先述したとおり、公営住宅等については、暴力団員の排除条項を盛り込んだ改正公営住宅条例等の施行や県警察との暴力団員排除協定が締結されるなど、暴力団員の公営住宅等からの排除には一定の道筋がつけられている。一方、民間の不動産においては、関係機関との協力体制等において整備がなされていないのが現状であり、不動産の売買

又は賃貸の契約時に、暴力団事務所等と判明した場合の契約解除や買戻しができることを内容とした契約を結ぶことにより、より容易に契約を解除し、暴力団事務所等を撤去することが可能になる。

(2) 県民や事業者の安全確保

鹿児島市西千石町の事例においては、警察との間で緊急通報の手段が用意されていたが、推進連絡協議会の会長が刺傷される事件が発生した。

暴力団事務所排除に当たって何よりも重要なことは、暴力団追放運動を行っている県民や事業者の安全が確保されることである。

(3) 県警察や県、市町村、事業者等一体となった取組

鹿児島市西千石町の事例において、暴力団事務所を撤去できた大きな要因として、推進連絡協議会会長の暴力団に屈しないという一貫した姿勢と、推進連絡協議会の粘り強い暴力団追放運動、警察の組織を挙げての警戒態勢や捜査、多くの県民の支援、県暴追センター、県弁護士会等関係機関の協力等が挙げられる。

暴力団追放運動への支援については、県警察や県暴追センターをはじめ、県弁護士会、県、市町村、事業者等あらゆる機関が一体となって取り組むことが重要である。

(4) 暴力団排除活動資金の支援

暴力団事務所等の撤去に当たっては、地域住民等からの暴力団事務所としての使用差止めを求める訴訟や追放運動等に伴う資金が必要となる。

鹿児島市西千石町の事例でも、推進連絡協議会による募金活動が行われ市民等による寄付も集まっているが、資金が不足している状況にある。そうした経緯もあって、平成20年3月12日には、推進連絡協議会会長から県議会議長に対し、訴訟費用、弁護士費用、ビル立ち退き買取資金など諸費用がかかるとして、財務面での協力要請があったところである。

報告

福祉施設（整肢園）と特別支援教育について

1 整肢園の廃止について

整肢園のあり方については、県立福祉施設あり方検討委員会（以下「あり方検討委員会」という。）において検討が行われ、平成20年2月に「施設の廃止」が適当であるとの最終提言がなされたところである。

同施設は、隣接する桜丘養護学校と一体で運営されてきた肢体不自由児施設であり、その廃止は、特別支援学校である桜丘養護学校の今後にも重大な影響を与え、複数の部局に関係する問題である。

2 整肢園・桜丘養護学校の状況及びあり方検討委員会の最終提言

(1) 整肢園の状況

ア 施設種別

肢体不自由児施設（肢体不自由のある児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設）

イ 利用児童の状況

（単位：人，％）

年 度	S46	H10	H14	H18	H19	H20
定員 A	100	90	45	45	45	45
利用児童数B	100	51	29	17	10	7
B/A	100	56.7	64.4	37.8	22.2	15.6

（注）1：利用児童数は、H20はH20.6.1現在の在園児数、その他の年度は1日平均の在園児数

2：S46は施設の利用児童数のピークの年度で当該年度の3月1日の在園児童数

（他にピークの年度はS51, S52, S53がある。）

ウ 職員数

50人（うち臨時的任用職員6人、非常勤職員2人）

工 収支状況

(単位：百万円)

年 度	H15	H16	H17	H18	H19
収入 A	230	243	241	176	112
支出 B	539	519	517	489	458
差額(A-B)	△ 309	△ 276	△ 276	△ 313	△ 346

(2) 桜丘養護学校の状況

ア 対象となる障害

肢体不自由

イ 利用児童生徒数

小学部：8人 中学部：5人（平成20年5月現在）

（原則として、整肢園の入所者を対象としているが、鹿児島大学病院に入院中の児童生徒及び鹿児島市新川以南地区に在住する児童生徒を対象とした訪問教育も行っている。）

ウ 職員数

16人

(3) あり方検討委員会の最終提言

ア あり方検討委員会について

県立福祉施設の今後のあり方について検討するため、学識経験者5人、障害者福祉施設関係者4人、計9人の構成で、平成19年3月に設置され、6回の委員会の開催の後、平成20年2月に最終提言が提出された。

イ あり方検討委員会の最終提言（H20.2.15）の概要

整肢園の今後のあり方については、利用児童が極めて少なくなっており、今後も増加の見込みがないことや、県立施設のままだでは収支の均衡を図ることが困難であること、民立民営の施設であっても、収入の増加対策が困難で運営の継続が困難であることから「施設の廃止」が適当とされた。

なお、同提言においては、同施設を廃止する場合の配慮すべき事項として次のとおり指摘がなされた。

ア 廃止後の利用児童の処遇について、適切な医療機関等を紹介する

など、必要とする医療が確保できるよう配慮すること。

イ 廃止後の土地・建物について、併設されている桜丘養護学校との関連も考慮しながら、県において、有効な利用方法を検討すること。

3 当委員会での意見

当委員会の検討過程において出された主な意見の概要は、次のとおりである。

- 利用者の状況、収支状況等をみると、あり方検討委員会の最終提言のとおり、整肢園の廃止はやむを得ないのではないか。
- 整肢園は、福祉施設としての役割に加え、ペルテス病等の小児整形外科疾患の対応のための医療機関としての役割を有していることから、整肢園が廃止された場合、医療を必要とする障害児への対応が不十分となるおそれがあるのではないか。

また、他県では、重度の肢体不自由児の受け入れを行っていたり、重度心身障害児施設を併設するなど、運営上の工夫を行っているところもあり、運営のあり方についても検討の余地があるのではないか。

- 仮に整肢園が廃止された場合、今入所している肢体不自由児の処遇について、どこでどのように対応するのか具体的に示す必要があるのではないか。
- 桜丘養護学校は、原則として整肢園の入所者を対象とする特別支援学校であり、同施設のあり方は桜丘養護学校に重大な影響がある問題である。また、県内の特別支援学校については、武岡台養護学校が児童・生徒数の増大により過密化していることや高等特別支援学校の整備の必要性があることなど様々な課題が存在していることを考慮すると、仮に同施設が廃止される場合、その土地・建物の有効利用の方針は、早急に定められる必要があるのではないか。

4 まとめ

当委員会における議論において、上記3のような多様な意見があったところであり、今回、政策提言として意見を集約することは困難と判断されたことから、報告とすることとした。今後は所管の常任委員会において更

に審議されることが望まれる。

なお、整肢園の今後のあり方については、上記3の意見を踏まえ、平成20年6月末、執行部に対し、今後は次の事項に留意して検討を進めるよう要請した。

- ① あり方検討委員会の最終提言を真摯に受け止める必要はあるが、整肢園の今後のあり方については、医療機関としての機能を残すことができないかを含め、幅広く検討を行うこと。
- ② 仮に整肢園を廃止する場合には、併せて廃止後の土地・建物について有効な利用方法を、関連の部局と密接に連携をとりながら検討を行うこと。
- ③ 整肢園の今後のあり方及び特別支援教育のあり方については、県議会においても慎重に審議する必要があることから、方向性が見えた段階で、時期を失することがないよう事前に報告されたい。

※ その後の動き

- ① 「県立障害福祉施設の見直しに関する基本方針」策定

平成20年8月、整肢園について廃止の方針が示され、廃止後の土地、建物の活用策については、「桜丘養護学校との関連等を考慮しながら、庁内で有効活用の検討を進める」とされた。

また、利用児童の大半を占めるパルテス病等の対応については、医療機関等での対応が可能であるとの考え方が示された。

- ② 平成20年9月議会における議論

- ・ 総合的な療育センターの体制整備の表明

代表質問の答弁において、児童総合相談センターの療育指導部の機能を強化し、これまで取り組んできた知的障害児を中心とした療育に加え、発達障害児の診療や肢体不自由児の外来リハビリ等を等を含む総合的な療育センターの体制整備を検討することが表明され、検討に当たっては、廃止予定の整肢園の設備等の活用も含めて検討することとされた。

なお、桜丘養護学校のあり方については、新たに設置される「特別支援教育施設整備検討委員会」において検討することとされた。

- ・ 整肢園で行われている手術について

環境生活厚生委員会では、整肢園で現在行われている整形外科手術が施設の廃止後も他の医療施設において実施されるか等の質疑が交わされ、執行部からは、現在、整肢園に勤務している医師に対して、民間病院等に移っても引き続き手術を行ってもらえるよう要請するとの答弁があった。

- ・ 桜丘養護学校のあり方の早急な検討について

文教商工観光労働委員会では、整肢園の廃止の関係上、桜丘養護学校のあり方の早急な検討について質疑があった。

③ 平成20年12月議会における議論

- ・ 整肢園を廃止する条例改正案について

整肢園の廃止を含む県立障害福祉施設の条例改正案が提出された。

付託を受けた環境生活厚生委員会では、「県立障害福祉施設の民間移譲・廃止を行うに当たっては、できる限り、現在、施設を利用している者の処遇の低下を招かないよう十分配慮した措置を講じること。また、今後、障害福祉サービスを希望する者に対しては、市町村及び民間施設との連携を図り、その希望が可能となるよう県が責任をもって対応すること」を執行部に要望のうえ、条例改正案を可決すべきと決定した。同改正案は、本会議においても可決され、整肢園の廃止が決定した。

- ・ 「特別支援教育施設整備検討委員会」における議論の状況について

代表質問の答弁で、「特別支援教育施設整備検討委員会」において、武岡台養護学校、鹿児島養護学校の過密化等の解消について、これら2校と桜丘養護学校において、通学負担や地域バランスに配慮しつつ、知的障害と肢体不自由の両方の児童生徒を受け入れる方向で議論されており、さらに、平成21年度から早急に対応すべき点として桜丘養護学校に肢体不自由の児童生徒を受け入れる方向性が取りまとめられたことが明らかにされた。

④ 「特別支援教育施設整備検討委員会」の提言

- ・ 平成21年2月6日の「特別支援教育施設整備検討委員会」において、高等特別支援学校の設置、鹿児島養護学校の移転とともに、これまで障害種別に受け入れてきた桜丘養護学校、鹿児島養護学校、武岡台養護学校は、地域別に通学区域を設け、知的障害、肢体不自由児の両方を受け入れることを求める提言をとりまとめた。

⑤ 平成21年度当初予算案

次の事業を含む当初予算案が発表された。

- ・ 県子ども総合療育センター施設整備事業

障害児全般にわたる相談・支援機能を備えるとともに、主に発達障害児、知的障害児及び肢体不自由児に対する外来治療・療育等を行う総合的な療育センターを整備する。（施設は、廃止される整肢園の施設を整備して活用する。）

- ・ 桜丘養護学校の改修

平成22年度からの鹿児島市南部の知的障害や肢体不自由のある児童・生徒受入のための改修を行う。

報告

維持・存続が危ぶまれる集落（いわゆる「限界集落」）対策について

1 現状

近年、地形的・地理的条件等で厳しい状況にある地域では、人口減少や少子・高齢化の進展に伴い、その維持・存続が危ぶまれる集落（いわゆる「限界集落」^{（注1）}）がみられ、生活扶助機能の低下、身近な生活交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加など安心・安全に関わる問題が深刻化している。

（注1） 「限界集落」

長野大学の長野晃教授が、平成3年に（当時は高知大学教授）その問題を提起するに当たって、集落の状態区分の一つとして提唱した概念であり、「65歳以上の高齢者が集落人口の50%を超え、冠婚葬祭をはじめ田役、道役などの社会的共同生活の維持が困難な状態にある集落」と定義されている。

このような集落についての行政上の明確な定義は確立されていない。国においては、各省それぞれの表記があり、本県においては、かごしま将来ビジョンにおいて、国土交通省と同様、「維持・存続が危ぶまれる集落」と表記されている。最近では、集落に与える影響や集落の人々の心情も考慮して、表現を変更をする地方自治体もある。

（1）本県の集落の状況

県が実施した全市町村を対象にした集落状況調査（平成19年12月～20年3月調査）によると、県内の全6,814集落のうち、65歳以上の人口が50%以上の集落数が948（全体の13.9%）、集落機能維持が困難な集落数が288（同4.2%）、また、今後10年以内に消滅の可能性のある集落数は45集落（同0.7%）となっている。

（2）維持・存続が危ぶまれる集落対策の必要性及び緊急性

農村や山村等の集落の多くは、居住、生産活動、交流の場として生活全般を支え、地域の伝統文化を継承しつつ、農地の管理や森林の保全を

通して自然環境を守り、水源の涵養、下流域における土砂災害の防止等に大きな公益的役割を果たしてきた。

しかし、集落機能の低下により、維持・存続が危ぶまれる集落に暮らす人々の安心・安全な生活が脅かされつつあり、このような状態が放置されると、森林の荒廃や耕作放棄地の増加により、県土の保全、洪水防止等の機能の衰退、食料の自給への悪影響など、県民全体の生命、財産あるいは豊かな暮らしにも大きな影響が及ぶおそれがある。

(3) 市町村の取組例

ア 南大隅町

- ・ 役場を挙げて集落点検を実施し、校区ごとに課題等进行分析
- ・ 集落対策に関する部局間の連携を行う政策提言会議を設置
- ・ NPO法人が集落の実態調査及びマッピングを実施

イ 南さつま市

- ・ 校区単位のコミュニティ組織「元気づくり委員会」が、10年後の目標等を「元気づくりプラン」として策定中
- ・ 職員を集落再生活性化サポーターとして任命

ウ 薩摩川内市

- ・ 校区単位の「地区コミュニティ協議会」を設置し市職員も配置予定

(4) 県の取組状況

- ・ 集落状況調査を行い、その結果を市町村及び庁内各部局に提供
- ・ 市町村の在宅福祉アドバイザーの設置を支援する「高齢者等くらし安心ネットワーク事業」や農業用水等の保全のための地域ぐるみの活動等に補助を行う「農地・水・環境保全向上対策」などの支援を実施
- ・ 今後、国のモデル事業等も活用しながら、多様な主体との共生・協働、他地域との連携など集落の課題解決のための市町村の取組を促進

(5) 国の主な取組

ア 国土交通省

- ・ 「過疎集落研究会」による検討

- ・ 維持・存続が危ぶまれる集落の新たな地域運営の資源活用に関する方策検討調査
- ・ 国土形成計画
- ・ 「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業
- ・ 集落活性化推進事業
- ・ 「九州圏における地域の存続・再生に関する調査・検討委員会」による検討

イ 総務省

- ・ 「過疎問題懇談会」による検討
- ・ 定住自立圏構想
- ・ 過疎地域等自立活性化推進事業

ウ 農林水産省

- ・ 子ども農山漁村交流プロジェクト
- ・ 中山間地域等直接支払制度
- ・ 農地・水・環境保全向上対策支援交付金

2 課題

(1) 集落対策の難しさ

維持・存続が危ぶまれる集落の問題については、かごしま将来ビジョンにおいて、挑戦すべき課題の一つとして掲げられた「農山漁村の活性化と奄美離島の振興」の中で、このような「集落もあることから、持続可能性に配慮した地域の活性化が必要」と謳われている。集落に暮らす人々の安心・安全な生活を保障し、県民全体の生命、財産あるいは豊かな暮らしを守るという観点から、政策課題としての喫緊性は高いが、集落の状態や将来像の見極めは容易ではなく、各集落ごとに必要となる支援内容も異なることから、ニーズに的確に対応した対策が必要となる。

(2) 推進体制の構築

維持・存続が危ぶまれる集落の問題については、医療・福祉などの生活支援サービスや生活必需品の調達、生活交通手段の確保をはじめとする最低限の生活の保障、農地・森林の維持保全など課題が多岐にわたる

ことから、分野を横断し戦略的に施策を構築する体制が必要である。

また、集落とNPOなどが協働して行う集落再生の活動を地元市町村と県が連携して支援する体制の構築が、人材の確保・育成と併せて必要である。

(3) 法制度・財政措置による支援

ナショナル・ミニマムを保障するための施策を講じるとともに、集落の維持・再生に向けた住民自らの話し合いを含む様々な取組を推進するには、新たな制度の創設や新たな過疎対策法(注2)の制定など法制度の整備が必要となる。同時にその裏付けとしての財政措置も確保される必要がある。

(注2) 過疎対策法

過疎対策については、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、3次にわたる特別措置法の制定がなされ、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果をあげてきたが、現行の過疎地域自立促進特別措置法は平成22年3月末をもって失効する。多くの過疎市町村を有する本県にとって、過疎地域の振興を図るとともに集落対策等を総合的に推進する新たな過疎対策法の制定は不可欠のものであり、維持・存続が危ぶまれる集落で暮らす人々が安心・安全な生活を営めるよう集落の実態に即した維持・活性化対策も求められている。

3 まとめ

当委員会の検討過程において出された主な意見は、次のとおりである。

- 集落の維持につながる交通、医療など最低限の生活水準は確保される施策が必要である。
- 集落対策については、集落の将来像についてその住民の理解を得ながら実施されるべきである。
- ソフト事業の充実と併せて集落ごとの状況に応じて効果が目に見える制度を創設するとともに、併せて積極的な財政措置を講じるよう、国に対して強く要請すべきである。
- この問題は喫緊の課題であり、県政全般にわたることから、プロジェクトチームといった全庁横断的な連携体制を設けて取り組むべきである。
また、県議会においても各常任委員会において議論していくべきであ

る。

当委員会での結論としては、維持・存続が危ぶまれる集落対策については、県政全般にわたる問題であり、各常任委員会において共通の課題として議論を深めて対応策を検討していくことが望まれることから、今回は報告にとどめることとした。